○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町大西字ニガノモト一八〇二、一八〇三、字ヒツキリ一八二六、一八三〇、一八三二、字ミヤガナロ一八三三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町用居字ヲヲアレ丙四一六、字四十九丙六九九の二、丙七〇〇の一二、字コバミ丙一〇九一の一、字クワノキノモト丙一二五三の二、字アサフン丙一二六一の一、字フ子ノナロ丙一三〇九の一、吉ケ成字ナガ荒八二〇の一、八二一の二、成川字山柿八〇〇、字下タヌタノモト八七五、字ツル井八七九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市斧積字入道川山一二一一の四、一二一一の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県香美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定の目的　水源の涵養

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採は、択伐による。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町用呂字曽崎二二四の二、二二五、二二七、字山根一〇三七、字平山一〇六七、一〇九四、一一〇〇、一一〇五、一一四二の二、一一四四、一一四八、一一四九の一、一一五〇から一一五二まで、字溝上一一五三、一一五六、一一五九、一一六一、一一八〇、一一八一、一一八六、一一九八、一二〇三、一二〇七、一二〇八、一二一三、一二一四、一二一七、一二一八、一二四六、字家平一二八五、一二八六、一二九二の一、字五反田一三三〇、一三三一、一三三三の一、字下山一三四四、一三四五、一三四七、一三四八の一から一三四八の五まで、一三五〇、一三五二、一三五三の一、一三五四の一から一三五四の三まで、一三五五の一、一三五六の一から一三五六の三まで、一三五七、一三六〇、一三六一、一三六三、一三六六、字家平山一三七五、一三七六、一三七七の一、一三七八の一、一三七九の一、一三八〇の一、一三八一、一三八四、一三八五の一、一三八六、一三九九、一四〇二、字八東谷一四〇五、一四〇七、一四〇九、一四一六から一四二一まで、一四二六から一四二八まで、一四三一、一四三四、一四三七、一四三八、字蔵田一四三九から一四四一まで、一四四五の一、一四四六、一四四八、一四五〇から一四五五まで、一四五六の一、一四五六の二、一四五六の四、一四五七、一四六〇から一四六四まで、一四六七から一四六九まで、字岩井谷一四七二、一四七三、一四七六の一、一四七六の二、一四七七から一四八一まで、一四八四、一四八五、一四八七、一四八八、一四九一、一四九三、一四九六、一四九七、一四九九から一五〇一まで、一五〇三、一五〇七、一五〇九、一五一〇、一五一一の一、一五一二の一から一五一二の三まで、一五一三、字丸尾一五一七、一五一八、一五一九の一から一五一九の六まで、一五二〇から一五二四まで、一五二六から一五三〇まで、一五三一の一、一五三二、一五三三の一、一五三三の二、一五三四、一五三五、一五三六の一、一五三六の二、一五三七から一五四〇まで、一五四二の一、一五四二の二、一五四六、一五四八、一五五一、一五五五、字長林一五五七から一五五九まで、一五六二、一五六八の一、一五六八の二、一五六九の一、一五六九の二、一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の二、一五七八、一五八〇、一五八二、一五八六、中字二ケ口五七六、字八丁五八六、六一三、字上山根七七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）